平成２６年（フ）第１０号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地　県営住宅八尋団地２棟301号
債務者　安部　克己
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第３０号
沖縄県浦添市宮城６丁目５番12―106号津嘉山ハイツ
債務者　白岩　京美
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３３号
沖縄県南城市玉城字船越981番地15
債務者　岸本　恭平
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６４号
千葉県松戸市大谷口76番地の77　ＯＷＡコーポ201号
債務者　上妻　智子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１５８号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２―302号
債務者　宮武　幹子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１３号
北海道苫小牧市日新町４丁目11番５―407号
債務者　志村　茂樹
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２６号
仙台市若林区石名坂10番地　シャンボール石名坂702
債務者　堀内　七重
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７号
仙台市泉区市名坂字御釜田145番地の７　アメニティライフ泉305
債務者　村口　芳孝
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
仙台市若林区土樋54番地の２　コーポ富広305
債務者　佐藤　義明
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
茨城県日立市諏訪町４丁目19番21号
債務者　鈴木　文子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１３６号
名古屋市南区中江２丁目３番20号　メゾン鶴里101号
債務者　和島　一弘
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２号
滋賀県長浜市八島町1582番地　コーポことぶき101号室
債務者　草野　　敦
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
神戸市長田区丸山町１丁目５番13号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町３丁目４番22号
債務者　吉田　健一
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５号
神戸市長田区雲雀ケ丘３丁目８番12―302号、前住所神戸市長田区雲雀ケ丘３丁目８番12―505号、従前の住所三重県桑名市川口町15番地　コーポパーシモン401号
債務者　城戸　耕介
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―919号
債務者　家間　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８２号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目23番10―401号
債務者　瀬渡　愛美（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８７号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目７番２号
債務者　櫻井　正男
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係